

令和5年度明るい選挙啓発ポスター作品募集要領

1 趣 旨

豊かで充実した生活を送ることができる社会を実現するためには、立派な政治が行われなければなりません。

そのためには、明るい選挙が行われることが最も大切です。

そこで、県内の児童、生徒の皆さんから明るくきれいな選挙の推進に役立つポスターを募集し、明るい選挙実現の一助とするものです。

2 主 催

長野県選挙管理委員会
長野県明るい選挙推進協議会
公益財団法人明るい選挙推進協会
都道府県選挙管理委員会連合会
長野県選挙管理委員会連合会
市町村選挙管理委員会

3 後 援

文部科学省
総務省
長野県
長野県教育委員会
市町村教育委員会

4 応募規定

- (1) 作品の内容
明るくきれいな選挙を推し進めることを表現したポスター
- (2) 応募資格
小学校の児童、中学校・高等学校の生徒、特別支援学校の児童、生徒
- (3) 募集期間
令和5年5月8日（月）から8月24日（木）まで
- (4) 作品の提出先
居住地又は通学している学校の所在地の市町村選挙管理委員会
- (5) 画 材
描画材料は自由
- (6) 大きさの基準
画用紙の四ツ切（542mm×382mm）、八ツ切（382mm×271mm）又はそれに準ずる大きさ

(7) その他

- ア 応募作品の裏面右下に市町村名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を必ず記入してください。
- イ 入賞者については、新聞紙面、県選挙管理委員会ホームページ等で、市町村名、学校名、学年、氏名を公表したいため、これらの事項が公表されることに同意される場合に応募してください。
- ウ 入賞作品の著作権は主催者に属し、選挙啓発用カレンダー、パンフレット等に利用させていただきます。
- エ 優秀作品については、各市町村選挙管理委員会などで展示を行う予定です。

5 審査

(1) 第1次審査（地方審査）

地方書記長において小学校、中学校、高等学校別（特別支援学校についてはそれぞれ学年に応じた区分によります。以下同じ。）に下表に応じた数の作品を選考します。

小・中・高別応募者数	選考数
100人まで	6点以内
200人まで	10点以内
500人まで	14点以内
501人以上	18点以内

(2) 第2次審査（県審査）

第1次審査で選考された作品について、県選挙管理委員会において小学校、中学校、高等学校別に、後記7の(1)の区分に従って入選作品を決定します。

(3) 第3次審査（中央審査）

第2次審査で選考された作品について、文部科学省、総務省、公益財団法人明るい選挙推進協会及び都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員が選考します。

6 取りまとめ

- (1) 市町村選挙管理委員会は、応募作品を取りまとめ、別紙様式による応募者名簿を添えて、8月31日（木）までに所轄の地方書記長に送付してください。
- (2) 地方書記長は、管内の応募作品の地方審査を行い、小学校、中学校、高等学校別に前記5の(1)による数の作品を選考の上、別紙様式による地方審査名簿を添えて、9月12日（火）までに県選挙管理委員会に送付してください。

7 表彰

(1) 第2次審査入賞作品

県選挙管理委員会委員長の賞状及び副賞を贈ります。

- ・ 1等 小学校・中学校・高等学校 各1点
- ・ 2等 小学校・中学校・高等学校 各2点
- ・ 3等 小学校・中学校・高等学校 各3点
- ・ 佳作 小学校・中学校・高等学校 各若干

(2) 第3次審査入賞作品

ア 文部科学大臣及び総務大臣連名の賞状並びに公益財団法人明るい選挙推進協会会長及び都道府県選挙管理委員会連合会会長連名の副賞が贈られます。

- ・ 小学校 各学年1点
- ・ 中学校 各学年2点
- ・ 高等学校 各学年2点

イ ア以外の若干名に公益財団法人明るい選挙推進協会会長及び都道府県選挙管理委員会連合会会長連名の賞状及び副賞が贈られます。

8 入選作品の発表

- ・ 第2次審査入選作品 10月上旬
- ・ 第3次審査入選作品 11月初旬

(別紙様式)

令和5年度明るい選挙啓発ポスター応募者（地方審査）名簿

地方書記長
市町村選挙管理委員会

	ふりがな 氏名	学年	学校名	備 考
小学校				応募学校数 校 応募者総数 人
中学校				応募学校数 校 応募者総数 人
高等学校等				応募学校数 校 応募者総数 人
合 計				応募学校数 校 応募者総数 人

(注) 備考欄の応募学校数、応募者総数は、小学校、中学校、高等学校別に必ず記入してください。また、学校名は正式名称を記入してください。